

配水管等の工事費用の負担に関する要綱

(平成二十五年四月一日公営企業訓令第一号)

改正 令和二年十二月二十五日公営企業訓令第六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、配水管等の設置工事を上下水道企業管理者(以下「管理者」という。)が施行する場合の工事費用の負担について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 配水管等 配水管及び消火栓、止水栓、仕切弁その他の配水管に附属する設備をいう。
- 二 工事費用 箕面市水道事業給水条例(平成九年箕面市条例第四十六号)第三十七条の二第一項第二号に規定する水道施設の設置工事を施行するための費用をいう。

(工事費用の負担)

第三条 工事費用の負担は、別表のとおりとする。

附 則 (平成二十五年公営企業訓令第一号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和二年公営企業訓令第六号)

この要綱は、令和三年一月一日から施行する。

